（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。）とする。

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程、中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程に係る特別支援学級の数に、小学校又は義務教育学校の前期課程にあつては一〇四、〇〇〇円を、中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程にあつては八九、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における隔遠地市町村（普通交付税に関する省令第十一条第一項第四号㈠に掲げる市町村をいう。）以外の市町村のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条に規定するへき地学校（へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第三条に規定する級別が三級、四級又は五級であるものに限る。）で完全給食又は補食給食を実施しているものの数に、小学校及び義務教育学校の前期課程にあつては二、六一一、〇〇〇円を、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程にあつては二、八六〇、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

前条第一項第一号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五　小学校又は中学校の特別支援学級があること。

六　へき地における小学校又は中学校があるため特別の財政需要があること。

七　災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び損失補償に要する経費があること。

八　災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借入れた特別の地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　災害対策基本法第百二条第一項第一号に規定する平成二十七年度以前に発行された地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

二　災害対策基本法第百二条第一項第二号に規定する地方債（平成二十八年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。）とする。

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程、中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程に係る特別支援学級の数に、小学校又は義務教育学校の前期課程にあつては一〇四、〇〇〇円を、中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程にあつては八九、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における隔遠地市町村（普通交付税に関する省令第十一条第一項第四号㈠に掲げる市町村をいう。）以外の市町村のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条に規定するへき地学校（へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第三条に規定する級別が三級、四級又は五級であるものに限る。）で完全給食又は補食給食を実施しているものの数に、小学校及び義務教育学校の前期課程にあつては二、六一一、〇〇〇円を、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程にあつては二、八五五、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

前条第一項第一号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五　小学校又は中学校の特別支援学級があること。

六　へき地における小学校又は中学校があるため特別の財政需要があること。

七　災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び損失補償に要する経費があること。

八　災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借入れた特別の地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　災害対策基本法第百二条第一項第一号に規定する平成二十七年度以前に発行された地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

二　災害対策基本法第百二条第一項第二号に規定する地方債（平成二十八年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額